

議会運営委員会

令和7年12月19日（金曜日）午後 0時31分開会

出席委員（8名）

委員 長	森 本 彰 伸	副 委 員 長	田 村 正 宏
委 員	相 馬 剛	委 員	林 美 幸
委 員	星 野 健 二	委 員	小 島 耕 一
委 員	平 山 武	委 員	中 村 芳 隆

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議 長	齊 藤 誠 之	副 議 長	齋 藤 寿 一
-----	---------	-------	---------

説明のための出席者（なし）

出席議会事務局職員

事 務 局 長	平 井 克 巳	議 事 課 長	岩 波 ひろみ
議事課長補佐 兼庶務係長	小 高 久 美	議事調査係長	長 岡 栄 治
主 査	黒 沢 大 輔		

議事日程

1. 開 会
2. 挨 拶
 - ・ 委員長
3. 協議事項
 - (1) 動議の様式について
 - (2) 那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について
 - 改正点：住民基本台帳カードの有効期限が令和7年末をもって満了することに伴う様式の記載の変更
 - (3) その他
4. その他

次回開催 2月13日（金）午前10時00分 303会議室

5. 閉 会

開会 午後 0時31分

◎開会の宣告

○森本委員長 それでは、皆さんお疲れさまです。

本会議大変お疲れさまでした。無事議会も終えることができまして、議会運営としても円滑な運営ができたのかなというふうに思っています、皆さんにも感謝を申し上げます。ありがとうございました。

今日は議会運営委員会、そのあとちょっと検討をしなければいけないというか、皆さんに途中経過も報告するという部分もありますけれども、ちょっと協議をしていきたいと思しますので、ちょっとお昼中ということで、時間を変更して大変申し訳なかったんですけども、御協力いただけましたらと思います。

どうぞよろしくお願いたします。



◎協議事項

○森本委員長 じゃ、協議のほうに入っていきたいと思します。

協議事項ですね。

まずは動議の基本的な様式ということで、前から少し皆さんには御相談をさせていただいているところなんですけれども、現状の報告をさせていただいて、それに対する質疑という形で進めていきたいと思しますので、事務局から。

○長岡議事調査係長 それでは、これちょっと1回振り返りだけ簡単にちょっとさせていただければと思まして、これ前回動議に関わる決まり事って何ということを見ていただいたものになります。各種動議というのは2番目の動議の種類ということでいろいろ附帯決議ですとか修正とか、あ

とは委員会の設置とか、そういったいろいろありますので、4番の中で動議に案を備えなくちゃいけないものというのも決まっております。修正動議や懲罰動議、意見書決議というものには案を備えなければならない。

5番目の動議の成立要件ということで、修正に関わる動議については10分の1以上の発議者、結果、2人以上の発議が必要ですか、ちょっと次のページ進んでいただいて、懲罰動議ですとか、複数決まりがあります。今日本会議の最後に出されました委員会の動議ということでここに記載あるとおり、委員会で採択し、これ委員会については賛成者も要件というのをございせん。これは修正の動議ですとか、今回の決議ということだったので、案を備えているというようなことになります。

次のページお開きいただきまして、一番上の7番です。動議の撤回、議案になった動議については議会で承認がないと撤回ができませんよとか、次の8番目の再議ということで、仮に誤った議決があった場合には、執行部のほうから再度議会に審議してくださいというような再議というものがございます。

9番目の今後の検討案ということで、1番目に動議に関わる基本的な様式の確認ということで、本日は様式どんなものあるんだろうかというところを皆さんのほうにみんな確認をするというような場になっております。

まず基本的な様式になります。

まず一番上の様式についてということで、動議ってそもそもいろいろあるわけなんですけれども、いろいろ逆にあり過ぎて基本的な様式しか決まっていけないというのが現状でございます。

①番修正動議様式ということで、ちょっと配信させていただきます。

まずこれ表書きの部分なんですけれども、議案第何号に対する修正動議ということで、ここの下に、地方自治法第115条の3というふうな記載があるんですけれども、この様式は執行部が出した案に対して修正を求める動議については、この様式で出すんですよというようなものであって、次ちょっとお聞きいただきますと、その次のページです。

その2のほうは、左上にその2ということで書いてありまして、ここは一番下に注意と書いてある機関意思決定の議案、要は議会が出した議案に対して、さらに修正をすると、そういった場合に出す様式というような、ちょっと違いがあります。執行部のやつと議会に対して出すものの様式というのは違うよ。

また次のページをお聞きいただきますと、予算案についての修正というもののことです。ここの斜線を引いた部分を上の記載に改めましょうというようなものを出す時にはこのような形で出すということです。

これだけではなくて、次のページをお聞きいただきますと、この修正案の次に予算事項別明細書って通常の議案のほうにもございます。すごいいっぱい書いてあるんですけれども、それも併せて修正をする必要があるということでございます。

一応これが予算の修正の参考ということになります。

続きまして、あと事例としてあったのが過去にというか今年度の3月定例会議におきまして上程されました健康長寿センター条例の一部を改正する条例に対する修正動議ということです。なのでこれは、やはりさっき見ていただいたように、地方自治法第115条の3、これが執行部に対する議案に対する修正動議ということなので、表がこのようにしてある。

次のページ見ていただきますと、修正のターンです。

次のページ開いていただきますと新旧対照表ということで、当初これという健康長寿センターの入浴施設を廃止するという例規を廃止ではなく休止にしてほしいというような修正を求めた動議になります。

以上、記載例として挙げさせていただきました。もう1点配信します。

これが要件として書類をそろえなければいけない決議の例の一つとして上げさせていただきました。辞職勧告決議の例ということになります。このような書類を備えなければいけないということになります。

ちょっと最後、先ほどその動議が議決されて、撤回する前に議会の承認を得なければいけないということで、取下げを求める場合は、こういった請求書といって、撤回請求書というものを提出しなければいけないということで、このような様式が決まっているということになります。

以上になりまして、基本的な様式を共有するという意味でこちら辺も議会の中でもやはり共有しておくべき条件になるかなということで、本日は上げさせていただきました。

説明としては以上です。

○森本委員長 前回確認についてという部分の文章という形の説明があって、動議をこれから様式で埋めていきますよというお話だったと思います。今回事務局のほうで様式を見つけてきて、それを提示していただきました。今後、那須塩原市議会ですって使う様式として、こんなものいかかでしょうかというのは多分事務局からの提案だと思うんですけれども、何か質疑や意見などございましたら、発言をお願いいたします。

前回の議運の中で、このそういう方向でつくっ

ていく方向でやっていきたいと思いますということは確認はさせていただいたかとは思いますが、具体的なフォーマットというか、様式が出てきたということですが、分かりにくい部分であったりとか、そんな分かりにくくはないのかなと思いますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 御意見ないようですので、今後も共通理解をこういう形で深めて進めていく具体的な本当にフォーマットが出てきてまた皆さんに提示をさせていただいて、採用するとかそういう形になってくるのかなと思いますので、そのように御理解いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、②番です。

那須塩原市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程について。改正点、住民基本台帳カードに有効期限が令和7年度をもって満了することに伴う様式の記載の変更ということであります。

今回国の制度改正によりまして、例規の見直しをするものです。住民基本台帳カードの有効期限が令和7年末をもって満了することから、配信された新旧対照表2ページ、5ページ、7ページに記載のある黄色い網かけの部分、2ページ、5ページ、7ページの黄色い網かけの部分について表記を削除するものです。

それに対して、質疑、質問等ございますかということなんですけれども。

いかがでしょうか。

国の制度改正によるものですねこちらは。何か不明な点とか聞いておきたいところがあれば。ここで受けいたします。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○森本委員長 それでは、ないようですので1月の議員全員協議会にてこちらのほうは提案していきたいなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

次、その他なんですけれども、その他のほうで、質疑、質問の際、最近一問一答がちょっと徹底されていないですよというような話がちょっと出ています。

皆さん会派に戻られたらその辺のちょっと徹底をお願いしたいなと思います。特に1期生とか理解していないことが多くて、質問する際に、これと、これと、これと、これと、これをお願いしますと、質疑をしている方とかが、ちょっと見受けられますので、特に1期生がいる会派とかではそれを会派の皆さんとかに周知をしていただいて、議会での質疑質問は一問一答ですということ徹底していただければと思いますので、これはちょっとお願いです。ぜひ会派のほうで確認をしていただけてよろしく願いいたします。

あと一人会派の方にはまた私のほうからお話をさせていただきます。

はい。

○小島委員 一問一答というのはいいんですけれども、2つぐらい要は人数を聞くのに人数とこれとかといってくっつけて聞くことは別に問題は私はないと思っているんですけれども、あまり人数だけ聞いてする派とその後種類を聞くとか、そういうのじゃなくて。

○森本委員長 それは聞き方ですね。

AとBとCの人数をお聞きしますというのは多分一問だと思えます。これをAの人数をお願いします。Bの人数をお願いします。Cの人数をお願いします。ABCの人数をお願いしますというのは一問であって、というのはなぜこれがあるかという、どうしても執行部のほうが、忘れちゃったり

とか抜けちゃったりとかすると、全部その3つ4つ並んじゃうと全部答えてくれないケースがちょっと出てきたりするところもあるんで。

○小島委員 要は時間の都合上こうやって1回毎回こうやって行ったり来たりしているよりも、その実態を聞くときに3つぐらいこれとかというふうなことを聞かないと。

○齊藤議長 議会への質問質疑は一問一答としますということ決まっているので、それはやはり守ってください。それは決まっています。

ただ聞き方で幾つか重なったものを一問にすることは可能。それは可能だと思いますけれども、議会での質問を一問一答じゃなくして聞いてもいいよねは、ちょっとないです。

○小島委員 そうというような聞き方をしたほうがいいよというのはあれしたいなと思います。

○森本委員長 一人会派の人には伝わらない部分あると思うんで、そちらに私のほうからお伝えしますけれども、取りあえず一問一答のほうは会派のほうで徹底していただければと思います。

よろしくお願いします。

そのほかその他③のその他で協議しておくことがある方いらっしゃいますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○森本委員長 じゃあ③のその他を閉じさせていただきます。

それでは大きいその他ですね。次回開催が2月13日の午前10時から、303会議室で議会運営委員会を開催いたしますので、ご参集いただきますようによろしく願いいたします。

その他大きいその他で皆さんから何かございますか。

事務局から何かございますか。

○長岡議事調査係長 ございません。

◇

◎閉会の宣告

○森本委員長 それでは、議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後0時45分